

四国支部役員選出基準

2013年6月16日 制定

(目的と就任の時期)

- 第 1 条 1. この選出基準は、四国支部規約第 7 条により定める。
2. 当選者は、支部総会に報告され承認を得て役員に就任するものとする。

(適用の除外)

- 第 2 条 1. 本部理事(支部長 1 名を含む)の選出は、定款第 16 条及び支部規程第 7 条第 4 項の定めにもとづき、本選出規約から除外し、本部が別に定める選挙基準及び四国支部選出理事(支部長)推薦選挙基準による。

(選出方法)

- 第 3 条 1. 役員選出の方法は、この支部に所属する正会員の直接投票によるものとする。
2. 幹事の選出は地域会単位とする。
3. 監査の選出は地域会単位とする。
4. 副支部長の選出は地域会単位とする。

第 2 章 選挙管理委員会

(委員会)

- 第 4 条 1. 支部長は本規約による選挙を執行するために、選挙管理委員会を設置しなければならない。
2. 選挙管理委員会は委員長 1 名、委員 4 名、合計 5 名以内とし、支部長が支部役員会の承認を得て次期非役員の方の会員のうちから任命する。
3. 選挙管理委員会の任期は、単年度とし、支部長が必要とする期間を定めて委嘱し、委員長が支部総会に選挙結果を報告し承認を得たときに自動的に解任される。
4. 選挙管理委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長がこれを決する。
5. 選挙管理委員会は委任状による委員の代理出席を認めない。

(報告)

- 第 5 条 1. 選挙管理委員会は、選挙の結果を定められた期間内に速やかに支部長に報告しなければならない。
2. 選挙管理委員会は、選挙にかかる細則及び日程等を別に定めて、本選出基準とともに当該選挙に際して選挙人に告示する。
3. 選挙管理委員会の委員長は、支部総会において、当該選挙の結果を報告する。

第 3 章 役員の選出

(選出する役員の数)

- 第 6 条 1. 選出する役員の数は、四国支部規約第 7 条第 1 項により、以下のとおりとする。
副支部長 4 名(地域会長がこれにあたる)

総務会計担当支部幹事 1名

支部幹事 14名

監査 2名

2. 幹事の各地域会別定数は次による。ただし監査を選出する地域会は監査を含めた定数とする。

愛媛県 4名以内 香川県 4名以内

高知県 4名以内 徳島県 4名以内

(選挙の方法)

第 7 条 1. 選挙権は、正会員各 1 とし、定数連記式、投票入無記名制とする。

(選挙権を有する者)

第 8 条 1. 選挙権を有する正会員とは、定款第 76 条及び同条第 7 条による手続きが完了して後に、当該選挙が告示されたときの正会員とする。

2. 正会員であっても定款第 9 条によって会員の権利を停止されたものは、選挙権及び被選挙権を有しない。

4. 被選挙権を有する正会員とは、当該選挙の告示前 6 ヶ月にすでに正会員として選挙権を有する者をいう。

(立候補)

第 9 条 1. 被選挙人は本規約第 5 条第 2 項に従って各地域会別に立候補しなければならない。

2. 正会員の 4 名以上に本基準第 5 条第 2 項に従って各地域会別に推薦された者は立候補したものとみなす。

第 4 章 雑 則

(改廃)

第 10 条 本基準の改廃は支部役員会の決議による。

第 11 条 1. 本規約に定めのない事項は、定款又は本部役員選挙基準を準用する。

2. 定款又は本部役員選挙基準に定めのない事項については、支部役員会の議決による。

3. 支部役員会は、本選出基準を補うために選挙手続きを定めることができる。

4. 選挙手続きにかかわる疑義については、選挙管理委員会の専決による。